

☆種類・・・ペンダント式と押しボタン式です。

ボタンを押すと消防署の受信機に自動的に通報されます。消防署が電話で緊急事態の内容を確認して、適切な処理をします。

☆申請書・・・高齢者いきがい課及び在宅介護支援センターにあります。

#### 4 福祉電話の貸与・基本料金の補助

継続的に安否確認を必要とするひとり暮らしの方に電話を貸与し、その基本料金を補助します。所得税非課税世帯が対象となります。

☆利用手続きに必要なもの

(1) 所沢市在宅福祉サービス利用申請書

(2) 対象者状況調書

(3) 所沢市福祉電話等料金補助対象者認定申請書（申請者の印鑑が必要です。）

(4) 受給者名義の金融機関の通帳と受給者の印鑑（郵便局以外・受給者名義）

☆申請書・・・高齢者いきがい課及び在宅介護支援センターにあります。

#### 5. 所沢市徘徊高齢者家族支援事業

☆目的

徘徊高齢者等を在宅で介護する家族の方が、徘徊行動のある高齢者の早期保護と安全確保に役立てることにより、肉体的・精神的負担の軽減及び安心して介護ができる環境の整備を目的としています。

☆事業内容

徘徊高齢者等が機器等を携帯することにより、徘徊等の行方不明となった高齢者をGPS（衛星による位置情報検索装置）と携帯電話の通話網を活用して早期に発見する事業で、専門の事業者へ委託して行います。

☆対象者

本市に住所を有し、痴呆症状により徘徊行動のある65歳以上の高齢者を在宅で介護する方です。

☆利用料

利用者が負担する費用は、月額1,000円です。

\*支払方法

(1) 市に直接お支払いください。

(2) 支払方法は口座振替となります。

(3) 利用料は、6箇月毎にその期分が前払となります。

(4) 位置情報提供料金（インターネットを含む）、及び現場急行料金は利用料に含まれます。

(5) 利用者の自己の責めに帰すべき理由により機器等を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償していただくことになります。

☆問い合わせ・・・高齢者いきがい課及び在宅介護支援センター

## 6 高齢者生活管理指導短期宿泊事業

### ☆目的

高齢者のお世話をしている方が、病気等の理由で一時的に世話をすることが困難な場合において、緊急避難的に、養護老人ホームに入所することにより、自立した生活を維持することを目的とする事業です。

### ☆利用出来る者

市内に住所を有する65歳以上で、次の要件に該当する方となります。

- ア 身体上、精神上又は生活環境上での理由により、日常生活を営むのに支障のある者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく短期入所の対象者とならない者

### ☆期間

期間は、連続して7日以内です。

### ☆費用負担

利用者の負担する利用料については、日額1,150円です。

☆問い合わせ・・・高齢者いきがい課及び在宅介護支援センター

## Ⅲ 手当等の支給・助成事業

### 1 ねたきり老人（痴呆性老人）手当の支給

65歳以上で、ねたきりの状態か痴呆症のため常時介護を要する状態が、6ヶ月以上継続している場合、申請により手当を支給します。

※介護保険施設に入所中及び重度心身障害者福祉手当受給の方は、手当を受けられません。

☆手当の額・・・月 8,000円

☆申請手続きに必要なもの

- (1) ねたきり老人手当認定申請書（申請者の印鑑が必要です。）
- (2) 受給者名義の金融機関の通帳・受給者の印鑑（郵便局以外で受給者の名義）
- (3) 現況届（年3回、7月1日～10日・11月1日～10日・3月1日～10日の間、提出が必要です。）

☆所得制限はありません。

☆申請書・・・高齢者いきがい課にあります。

## 2 ねたきり老人（痴呆性老人）介護者手当の支給

6ヶ月以上継続してねたきり（要介護4以上に相当）及び痴呆症の高齢者を在宅で常時介護している家族の方を支援するため、年1回手当を支給します。

☆対象者・・・6ヶ月以上にわたって、自宅で高齢者の介護をしている人。

☆支給金額・・・1件につき20,000円

☆支給時期・・・毎年12月

☆支給方法・・・口座振替（郵便局以外で介護者の名義）

☆申請・・・担当民生委員が、申請書を配布及び回収をします。

## 3 高齢者住み替え住宅家賃助成事業

民間の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯で、取り壊しを理由に立ち退きを求められ、又はその住宅の居住環境が劣悪であるために市内の他の民間賃貸住宅に住み替えを必要とする世帯に対して、家賃等の一部を助成します。

☆対象者・・・次のすべての条件を満たしている世帯が対象です。

- (1) 市内の民間賃貸住宅に居住し取り壊しなどで立ち退きを求められているか、居住環境が劣悪と認められ、他の民間住宅に住み替える必要があること。
- (2) 市内に2年以上住所を有し、かつ、市内にある民間賃貸住宅に、2年を超える期間継続して居住していること。
- (3) 市内での転居を希望し、民間賃貸住宅以外への入居が困難であること。
- (4) 対象世帯を構成する全員の前年度の収入の合計が月額198,000円以下であること。
- (5) 世帯全員が、住民税を滞納していないこと。
- (6) 他の制度により、公的住宅扶助を受けていないこと。
- (7) 外国人を含む世帯で、当該外国人が入国管理及び難民認定法、その他の法令に基づき日本国に永住権を有していて、市に外国人登録をしていること。

☆助成内容

月額家賃助成額・・・生活保護法による保護基準に支払われる住宅扶助の額を上限とする基準額から住み替え前の住宅の月額家賃を差し引いた金額です。

ただし、新家賃が基準額に満たない場合は、実際に支払う新家賃と住み替え前の住宅の月額家賃の差額です。

☆手続き・・・助成内容、提出書類など詳しくは転居前に問い合わせください。

※高齢者世帯とは、65歳以上の単身世帯または65歳以上の方を含み60歳以上の方で構成する世帯です。

※契約更新料、転居一時金（敷金・礼金）は助成しません。

#### 4 高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の親族と現在同居しているか、または増改築後に同居し、老人専用居室がないか、あるいは老朽化・狭隘のため増改築が必要な方に、増改築250万円、改造50万円までを貸し付けます。

☆対象者・・・次のすべての条件を満たしている方が対象です。

- (1) 借入時20歳以上、完済時60歳未満の人。
- (2) 所沢市に2年以上住み、市税を完納している人で、60歳以上のお年寄りと同居、または同居しようとしている人。
- (3) 居室がないか増改築を必要とする人で、自己資金での実施が困難な人。

☆貸付限度額・・・居室の増・改築——250万円まで

居室以外—————50万円まで（手すり取り付け、段差の解消、トイレ、風呂場などの改造）

☆利率、返済期限・・・年利0.7%、121回払い（12年）

この支払い開始の据置期間は1年1ヶ月以内です。

☆手続き

(1) 申請者が用意するもの

- ・ 設計図（自分で作成したものでよい）
- ・ 工事見積書
- ・ 現在の住まいの見取り図
- ・ 住民票（これから同居する場合は、戸籍謄本も必要となります。）

(2) 申請・・・貸付申請書（申請者の印鑑が必要です。）

住宅整備計画書

高齢者いきがい課にあります。

☆保証人・・・所沢市に2年以上住み、独立の生計を営む20歳以上の人で、税金を完納している人1人です。なお、印鑑証明が必要です。

#### 5 外国人高齢者等福祉手当支給事業

本市に1年以上居住している無年金の外国人（大正15年4月1日以前に生まれた外国人、または昭和57年1月1日において満20歳以上で、1・2級の障害者手帳の交付を受けている外国人）に福祉増進を図ることを目的とし、手当を支給しています。

☆手当額・・・月 10,000円

☆申請手続きに必要なもの

- (1) 外国人高齢者等福祉手当受給資格認定申請書（印鑑が必要です。）
- (2) 外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 公的年金等受給状況調査同意書

## 6 公衆浴場老人入浴料助成事業

65歳以上の方で自宅に入浴設備がなく、常時公衆浴場を利用している場合、無料入浴券を交付します。

☆対象者・・・市内に住んでいる65歳以上の方で、自宅に入浴の施設がなく、常時公衆浴場を利用している方。

☆申請・・・老人無料入浴券受給資格審査願い及び交付申請書（印鑑が必要です。）

申請書は、高齢者いきがい課にあります。

☆交付枚数・・・老人無料入浴券は毎月9回分（6ヶ月分ずつ、4月と10月の2回に分けて交付します。）

☆利用施設・・・沢の湯 寿町17-5 (TEL 922-3080)  
富士見湯 北所沢町2019-6 (TEL 993-1524)  
弘法の湯 金山町15-19 (TEL 922-5617)

## IV 家庭で受けるサービス

### 布団乾燥・消毒車の派遣

寝具類を乾燥消毒することが困難な家庭に、布団乾燥車を派遣し、寝具類一式の乾燥・消毒を行います。

☆対象者・・・65歳以上のねたきりの老人を在宅介護していて、寝具類を乾燥消毒することが困難で、所得税非課税世帯の方です。

☆申請手続きに必要なもの

(1) 所沢市在宅福祉サービス利用申請書

(2) 対象者状況調書

☆利用回数・・・月1回

☆費用・・・無料

☆申請書・・・高齢者いきがい課及び在宅介護支援センターにあります。

## V 施設の入所

### 養護老人ホームの入所

☆目的・・・65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに措置します。

☆費用・・・本人及び扶養義務者の収入・所得状況に応じて徴収します。

☆入所の相談・・・高齢者いきがい課にご相談ください。

## ■ 日々健康で豊かに過ごしていただくために

### I 生きがい支援事業

#### 1 高齢者大学の開講

生涯学習の一環として学習の機会を提供し、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培うとともに、健全で豊かな生活を送るための大学を開講します。

授業内容として、健康・福祉・一般教養・時事問題・政治・経済・身近な法律・スポーツ・レクリエーション・趣味などの学習を行います。

☆修業期間・1年間 開講日は月2～3日

☆定員・・・160名

☆会場・・・主に所沢市役所8階大会議室、保健センター、生涯学習センター等

☆資格・・・市内に住民票のある60歳以上の人で、これまでにこの高齢者大学に入学したことのない人。

☆費用・・・無料 ただし、通学のための交通費及びクラブ活動等に必要な経費は受講生の負担

☆募集・・・3月5日号広報とところざわ掲載予定

受講希望者は往復はがきで申込み、定員を超えた場合は抽選。

#### ※高齢者大学公開講座（11月）の開講

広く市民の方にも聴講していただくために、年1回公開講座を開講しています。

#### ※高齢者リーダー養成講座の開設

高齢者大学卒業生並びに長生クラブの会員のうち希望者20名以内を選考し、地域活動及びボランティア活動に必要な知識を習得するため、高齢者リーダー養成講座を開設しています。

#### 2 高齢者ゲートボール大会（春季・秋季）の開催

ゲートボールを通じて相互の交流を図り、親睦を深めるとともに心身の健康増進と生きがいを高め、高齢者福祉の向上を図るために年2回開催します。

☆会場・・・所沢航空記念公園運動場（サッカー場）

☆資格・・・市内に住所を有する60歳以上 1チーム8名以内

☆参加費・・・無料

☆内容・・・1コート6チームによる3回戦方式

☆ルール・・・日本ゲートボール連合公式規則等

☆募集・・・春季-4月20日号 秋季-8月20日号

広報 生涯学習情報誌『翔びたつひろば』掲載予定

### 3 高齢者囲碁・将棋大会（6月）の開催

高齢者の心身の健康の保持及び生活を豊にするため趣味を通じ、同好者が相集い技を競いながら、お互いの交流と親睦を深めていただくために開催します。

☆会場・・・所沢市役所8階大会議室

☆資格・・・市内に住所を有する60歳以上

☆参加費・・・無料

☆定員・・・囲碁 130人 将棋 70人

☆内容・・・囲碁—A・B・C・Dの4クラス 将棋—A・B・Cの3クラス

☆ルール・・・日本囲碁規約及び囲碁作法に関する規定を準用

(社)日本将棋連盟規定を準用

☆募集・・・5月20日号広報 生涯学習情報誌『翔びたつひろば』掲載予定  
希望者は官製はがきで申込む。囲碁・将棋とも定員で次第締切り

### 4 高齢者演芸大会（7月）の開催

高齢者が演芸を通して1日を楽しみ、相互の親睦を深め、明日の生活への張りを見いだし、高齢者福祉の向上を図るために開催します。

☆会場・・・所沢市民文化センター『ミューズ』中ホール

☆資格・・・市内に住所を有する60歳以上の個人及び団体

☆参加費・・・無料

☆定員・・・約500人

長生クラブはクラブ数の1/2

一般10組（定員を超えた場合抽選）

☆種目・・・民謡・詩吟・踊り・ダンス 1人及び1団体で1演技

☆募集・・・6月20日号広報 生涯学習情報誌『翔びたつひろば』掲載予定

### 5 高齢者スポーツ大会（10月）の開催

高齢者がスポーツを通じて健康の増進と生きがいを高め、相互の交流及び親睦を深め、高齢者の福祉向上を図るために開催します。

☆会場・・・市民体育館建替えに伴い15年度は航空公園運動場を予定

☆資格・・・市内に住所を有する60歳以上で競技に出場できる健康な方

☆参加費・・・無料

☆種目・・・ボールはこび・風船つき・バレーボーリング・輪投げ等

☆参加・・・1人1種目（一般は2種目）

☆募集・・・9月20日号広報 生涯学習情報誌『翔びたつひろば』掲載予定

## 6 高齢者創作品展示会（11月）の実施

高齢者が創作品を広く一般に展示し、地域社会とのつながりを深め、創作活動への参加を促し、生きがいを高め、高齢者福祉の向上を図るために開催します。

☆会場・・・所沢市文化会館大展示室

☆資格・・・市内に住所を有する60歳以上

☆出品数・・・1人1点

長生クラブは1単位クラブ4点

一般40点

☆参加費・・・無料

☆作品・・・書・絵画・写真・俳句・手芸品・彫刻等

☆募集・・・10月5日号広報ところざわ掲載予定

☆展示・・・4日間 初日の午前に作品を搬入し、13時から展示

2日・3日目は9時30分から16時まで展示

最終日の4日目は11時30分まで展示し、午後に作品を搬出。

## 7 高齢者福祉バスの運行

高齢者の福祉増進に寄与するために、県内及びその周辺での研修会や見学会等の参加者の送迎に福祉バスを運行します。

☆対象者・・・市内に住所を有する60歳以上の高齢者で組織された団体（参加者は20名以上とする）

☆使用・・・所沢市バス規定に基づく

☆使用料・・・無料 ただし、有料道路代、見学代等については団体負担

☆使用回数・・・原則として年1回（1日間）

☆定員・・・40名（補助席7席含む）

☆受付・・・受付は年4期（3月・6月・9月・12月）に分け、高齢者いきがい課において高齢者福祉バス使用申請を受付します。

☆利用上の注意・・・必ず責任者を選任し、必要に応じ運行の補助者となる。

## 8 長生クラブ活動への支援

地域社会での近隣関係を大切にするとともに、高齢者がお互いに助け合って、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の生きがいを高めていただくため単位長生クラブ及び長生クラブ連合会に対し補助金を交付し、長生クラブの育成及び高齢者福祉の増進を図ります。

☆単位長生クラブ・・・概ね60歳以上で、概ね50人以上で組織された団体

☆補助対象・・・社会奉仕活動など社会参加を促し、長生クラブが行う教養講座や健康の増進事業等の運営に必要な費用に対して補助をします。

☆補助金額・・・会員数により補助金が異なります。



☆活動内容・・・囲碁・将棋、演芸、ゲートボール、各種スポーツ、健康ウォーキング講習、交通安全教室、俳句、短歌、絵画、手芸、書、彫刻、陶芸、カラオケ大会、ふれあい農園、旅行、研修会、社会奉仕活動、ボランティア活動など単位クラブごとに色々な活動があります。

☆所沢市長生クラブ連合会にも運営に必要な費用に対して補助金を交付しています。

※所沢市長生クラブ連合会事務局（社会福祉協議会内）（TEL 926-8202）

## 9 シルバー人材センターへの支援

健康や生きがいのため何か仕事をしたいという高齢者の方が会員となり、民間企業や一般家庭、行政機関等からの依頼を受けて次のような仕事をしています。

☆仕事の内容・・・屋外の簡単な作業

大工・襖・植木の剪定

福祉・家事援助サービス

一般事務・経理事務

外交・折衝・集配事務

看板書（レタリング）・毛筆・筆耕など。

※問い合わせ 所沢市シルバー人材センター（TEL 928-8695）

## ■ 老人福祉センター・老人憩の家

### 老人福祉センター・老人憩の家の利用

各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として、お互いに学び、仲間作りを大切にしながら心身ともに健康で明るい日常生活を営んでいただくことを目的とした施設で、市内に12施設あります。

#### ☆老人福祉センター

・うしぬま荘	牛沼54	(TEL 998-4741)
・あづま荘	久米2263-1	(TEL 928-1466)
・さやまがおか荘	若狭4-2478-4	(TEL 949-1191)
・緑寿荘	緑町3-16-7	(TEL 928-8415)

#### ☆老人憩の家

・さくら荘	山口356	(TEL 922-0710)
・とめの里	中新井547	(TEL 943-2492)
・やなせ荘	南永井625-6	(TEL 944-6773)

・峰寿荘	宮本町2-22-13	(Tel 926-1901)
・みかじま荘	三ヶ島3-1440-1	(Tel 947-2213)
・こてさし荘	北野1786-1	(Tel 947-3232)
・とみおか荘	北岩岡118-4	(Tel 943-8651)
・ところ荘	宮本町1-2-35	(Tel 922-0681)

☆対象者・・・所沢市、狭山市、飯能市、入間市の4市に居住する60歳以上の個人又は団体

☆利用手続き・・・個人—利用当日、直接窓口にお申し込みください。  
 団体—利用日・利用目的等を明確にして電話又は来所してお申し込みください。

☆利用時間・・・・・・ 9:00～16:30

☆入浴時間・・・・・・ 13:00～15:00 (入浴設備のない施設もありますので、入浴を希望の方は、施設にご確認ください。)  
 タオル・石鹸はお持ちください。

風呂の後は談話コーナーで、マッサージ機やヘルストロンなどの健康機器が利用できます。

☆休館日・・・・・・ 日曜日、祝祭日、年末年始です。

☆利用料・・・・・・ 無料

☆利用上の注意・・・老人福祉センター・憩の家の注意事項を守り、職員の指示に従ってください。

#### ※機能回復訓練

老人福祉センターうしぬま荘・さやまがおか荘では、機能回復訓練を実施しています。※問い合わせ うしぬま荘 (Tel 998-4741)

## ■ 介護保険

### 介護保険課 (Tel 998-9420)

介護保険の認定申請の手続きや介護給付に関する申請の手続き、介護相談などを行っています。

#### 1 要介護認定申請

介護サービスが必要になられた場合、介護保険課窓口へ要介護認定の申請ができます。申請は、本人やご家族に限らず、民生委員や居宅介護支援事業所等も代行申請ができます。

なお、認定申請の手続きの際は、「介護保険被保険者証」をご持参ください。

## 2 介護サービスの種類

介護保険で利用できる介護サービスには、在宅介護が中心となる15種類の「居宅サービス」と、施設に入所して利用する3種類の「施設サービス」があります。どの介護サービスを利用するかは、本人やご家族で相談して選ぶことができます。

## 3 ケアプラン（居宅介護サービス計画）

介護保険では、利用者が安心して希望するサービスを利用できるように、「ケアプラン（介護サービス計画）」を立てることになっています。

ケアプランの作成は、ケアマネージャー（介護支援専門員）が行いますが、作成費用は全額保険給付ですので自己負担はありません。

## 4 福祉用具購入費の支給

要介護または要支援の認定を受け、在宅で介護を受けている方は、介護保険で必要な福祉用具を購入することができます。

なお、対象となる福祉用具は5点で、1年間10万円を限度として購入費の9割を保険給付（最高9万円）します。

## 5 住宅改修費の支給

要介護または要支援の認定を受け、在宅で介護を受けている方は、介護保険で住宅改修を行うことができます。

原則として1軒の住宅につき20万円を限度として、改修に要した費用の9割を保険給付（最高18万円）します。なお、対象となる改修工事は、手すりの取り付け、床段差の解消、引き戸等への取替え等です。

## 6 紙おむつ購入費の支給

要介護または要支援の認定を受け、在宅で介護を受けている方は、介護保険で紙おむつを1割の自己負担で購入することができます。

## 7 介護保険の利用料の助成

介護保険を利用した場合の利用者負担（1割自己負担分）について、低所得者等の利用者の負担を軽くするため、利用料の一定割合の助成を行っています。

## 8 介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、各市町村が3年間を通じた介護サービスに要する費用などに応じた基準額を算出し、段階別に決定します。

保険料の段階は、市町村民税の課税・非課税や前年度の所得により決められます。

## 9 介護相談

介護保険に関する質問や相談を受けています

## ■健康・医療

### 1 福祉総務課 (TEL 998-9113)

☆老人保健法による医療給付

75歳になったら(65歳以上でねたきりになったときも)老人保健の給付が受けられます。

☆老人医療費支給

各種医療保険加入者の68歳、69歳の人で一定の要件を満たしている方に、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

☆はり・マッサージ施術費補助

肩こり、腰痛などのはり、マッサージ治療の費用の一部が補助されます。ただし、老人保健法医療受給者で一部負担金の割合が1割の受給者証を交付されている方に限ります。

### 2 保健センター (TEL 991-1811)

保健センターでは、健康で生きがいのある生活が送れるよう、健康の保持・増進、病気の予防のための各種サービスを行っています。

☆老人保健法による基本健康診査と各種がん検診・健康相談・健康教育・機能訓練・訪問指導、高齢者インフルエンザ予防接種、精神保健福祉に関する事業等

## ■社会福祉協議会が窓口となるサービス

### 1 車椅子、リフト付自動車の貸出し (TEL 939-0030)

車椅子は無料で6ヶ月間借りられます。リフト付自動車は無料で3日間借りられます。

### 2 家事援助サービス (TEL 939-0030)

高齢者等が日常生活上の家事的援助を必要とする場合、協力会員を派遣します。

1時間700円の利用者負担があります。

### 3 ふれあい配食サービス (TEL 939-0030)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、食事の支度が困難な場合に、週3日(火・水・金曜日)以内で、一食450円で昼食をお届けします。事前に利用券をお買い求め下さい。

### 4 福祉サービス利用援助事業あんしんサポートねっと所沢

(TEL 929-1711)

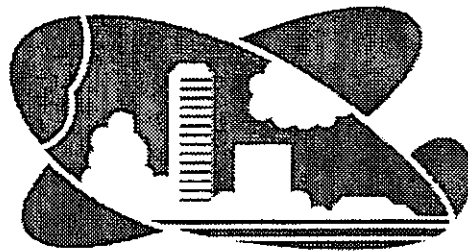
福祉サービス利用手続き及び支払い等日常的な金銭管理、書類等預かりサービスを提供します。

### 5 介護者リフレッシュ事業 (TEL 991-4777)

ねたきり・痴呆症の高齢者を介護している方を年1回日帰り交流会に招待し、心身のリフレッシュを図っていただきます。

※広報掲載の時期については、予定であり変更する場合があります。

※平成15年4月作成



# 所 沢 市

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所 高齢者いきがい課 高層棟1階

電話：998-9120

## 第11章 インフォーマルケアと介護者

### 近年のイタリアにおける外国人不法就労の動向から

#### 1. はじめに

介護政策が比較的整備されている OECD 加盟国のような「先進国」の大部分にあっても、介護需要全体の 8 割近く (3/4~4/5) は、インフォーマルな介護者(caregiver)が担っており、公的な介護サービス制度は「氷山の一角」を供給するに過ぎないといわれる<sup>1</sup>。ヨーロッパの主要諸国では 1990 年代に相次いで、また周知のとおり日本でも 2000 年 (国会での介護保険法成立は 1997 年) に、公的介護制度が導入された。C・アンガソンはヨーロッパ諸国の介護給付制度を大きく 3 つに類型化したが<sup>2</sup>、インフォーマルな介護とその介護者をめぐる各国の制度的位置付けは多様であり、このことは、「誰がケアするか」という各国の介護責任をめぐる制度的認識の多様性を体現しているともいえる。

イタリアはヨーロッパの中でも人口、経済的規模からみてドイツ、フランス、イギリスに次ぐ有力な国家であるが<sup>3</sup>、福祉国家としてのイタリアの存在が日本で論じられることは極めて稀であり、その介護政策についても同様である。このことの要因としてまず、イタリアがいわゆる北欧型「福祉先進国」の介護政策とは対極にある、「家族ベースのインフォーマルケアモデル」<sup>4</sup>を有している点、次に、1970 年代に福祉行政が地方自治体に移管されたこともあり、国レベルの介護制度がいまだ存在せず、福祉政策の枠組みや施行状況の把握が困難である点を挙げるができる。しかしながら日本とイタリアには、高齢者介護をめぐる、いくつかの興味深い共通点がみられる。第一に、世界有数の少子高齢化の進展である。2000 年の高齢化率は日本が 17.34、イタリアが 18.07 であり、20%に到達するのは日本では 2006 年、主要国の中でこれに最も近いのがイタリアで 2008 年である。さらに 30%に到達するのは両国ともに 2033 年である<sup>5</sup>。また最近の普通出生率をみても日本が 9.3(2001 年)、イタリアが 9.3(2000 年)であり<sup>6</sup>、両国の従属人口指数の推移も近似している<sup>7</sup>。第二に、比較福祉国家論においては、両国ともビスマルク型で保守主義コーポラティズム型モデルという点での一致がある<sup>8</sup>。とりわけ、両者は労働市場における男性稼得者モデルからの転換期にあり、労働形態は多様化している。第三には、前項の結果としての、日本では自由主義的(かつ儒教的といわれる)な、イタリアでは補完性重視でカトリック主義的な、いずれも残余主義を支えてきた強力な家族主義とその解体傾向がある。

そうしたなかで、近年の日本とイタリアの高齢者介護をめぐる政策的展開は対照的な様相を見せている。日本の介護保険制度にはインフォーマルケアに対する現金給付は導入されていない。これに対してイタリアでは、国家レベルでの介護制度は存在せず、1990 年代以降、自治体レベルで次々に導入されているのは、家族介護を主としたインフォーマルケアへの現金給付制度を主流としている点である。イタリアでは 1990 年代

後半から外国人による不法な介護労働が問題になってきたが、この問題は現金給付モデルの弊害のひとつであったともいえる。これについては近年立法の動きが活発になっており、ヤミ労働市場における介護労働が合法化されるとともに、その実態が明らかになりつつある。

今日、「少子高齢化」という被介護者の側の人口動態が頻繁に強調されるが、それ以上に介護者側を取り巻く環境は大きく変化している。2003年の内閣府『高齢者介護に関する世論調査』でも、前回（1995年）の調査と比べて、「誰がケアするのか」という介護責任の所在のみならず、「誰にケアしてもらいたいか」という受け手の希望に多様化がみられるようになっている<sup>9</sup>。また同『外国人労働者に関する世論調査』<sup>10</sup>における介護労働分野への外国人の受け入れに関する調査結果も興味深い。

イタリアの労働・移民政策としての外国人家事・介護労働者の「正規化」とそこに至る経緯、そして今後の動向は、十分な国民的合意を得ているとはいえないが近年日本でも議論されるようになってきているサービス労働の領域における外国人労働者の雇用<sup>11</sup>について、ひとつの有益な示唆となりうるだろう。以上を念頭におきつつ本稿では、イタリアにおける不法就労とそれをめぐる制度的、社会的背景を明らかにしたい。

## 2. イタリアにおける外国人と不法就労の現状

### 2-1. イタリアの不法就労と移民の概要

イタリアでは、使用者と労働者の合意の上で「協約賃金よりも低い賃金しか払わず、同時に税金や社会保険料の支払いも免れる」<sup>12</sup>という非正規雇用が広範に普及している。このいわゆる「ヤミ労働 (lavoro sommerso)」とそこから生じる「ヤミ経済 (economia sommersa)」への関心が高まったのは大規模な産業や大量生産モデルが危機的状況に瀕した石油ショック時の1970年代である<sup>13</sup>。当時イギリス、ドイツ、フランスが国内への移民の制限したことから、その多くが南欧に流れたといわれる。当初イタリアは、移民が他国に移るための中継地点とされる傾向にあったが、1980年代に非正規労働者の雇用に支えられた製造業分野の大きな発展をみたこともあり、制限的な移民政策に相反して事実上の流入が黙認され続けた。1984-89年の間に、イタリアに入国したおよそ70-80万人の外国人のうち、30-50万人が正規の滞在許可証を持たずに滞在しつづけた。結果として今日においてもなお、EU内で正規の滞在者に対する不法滞在者の割合が高いのは、スペイン、ギリシャ、そしてイタリア(14.2%)であり<sup>14</sup>、「ヤミ労働者」が労働人口に占める割合はほぼ2割に上るといわれる<sup>15</sup>。また、その「ヤミ経済」が国内総生産に占める割合はEU、OECD加盟国のいずれの中でも上位にあり、2000年のイタリア政府中央統計局(ISTAT)のデータでは、最小で15.2%、最大で16.9%と推定されている。これは最少の場合でも1767.71億ユーロに相当し、1992年から2000年の間に多少の上下変動を経つつも1.5~1.7倍に増大している。また「ヤミ労働」に関与するものは延べ約500万人にのぼり、イタリア南部の農業労働に集中しているほ



か、建設業、運送業、そして家事労働に多い<sup>16</sup>。問題はこの「家事労働」である。こうした家庭内での労働のなかには、援助をとくに必要とするような幼児、高齢者、身障者といった家族構成員のケアが含まれるのである。

2000年の非正規雇用の労働者は労働人口全体の15.2%を占め、前年と比較してわずかに増加した。このISTATによれば、4つに分類可能な「ヤミ労働」のうち、企業ではなく家庭で、フルタイムで就労しているパターンは、1992年に延べ199.5万人、2000年に延べ209.8万人で増加している<sup>17</sup>。

イタリアで非正規雇用が広範に普及している問題の発端は、19世紀のイタリア統一時にあり、南部により顕著な「ヤミ経済」の歴史的形成は、国内の南北間を隔てる著しい経済格差に起因した「構造的現象」と形容される<sup>18</sup>。実際、南部における「遵法意識の希薄性」は、その「特有のメンタリティ」ともいわれるのである<sup>19</sup>。ただ、この「構造的現象として」のイタリア南部の「ヤミ経済」の偏在とは、農業や建設業における男性肉体労働者を中心とするものである。これに対して1990年代後半以降の「ヤミ労働者」が集中する職種、性別、就業地域は、それぞれ農業・建設業の肉体労働から家事・介護労働へ、男性から女性へ、南部から中北部へと移行する傾向がみられる。介護労働を含む家事労働に関与するのも圧倒的に中北部における女性労働者である点には特に留意すべきである。

## 2-2. 外国人労働者と家事労働・介護労働

ヨーロッパ圏のOECD加盟国と比較しても、イタリア国内の人口に占める外国人の割合は決して高い方ではなく、労働人口の5%<sup>20</sup>、総人口の2.2%が外国人である(1999年)<sup>21</sup>。しかし少なくとも1980年代後半から今日まで、EU加盟国以外の外国人(extracomunitari—欧州連合域外国民。以下「EU域外国民」と略す)労働者は恒常的に増加してきた。今日、彼らが定着する職業領域の傾向は概ね次の二つに分類することができる。まず、製造業や建設業における(どちらかといえば)非熟練労働であり、次に「典型的事例」といわれる、家事労働そして高齢者や身障者の介護労働である。1990年代初頭まで、この家事・介護労働者の多くを占めていたのは、雇用機会を求めて都市にでてきた、比較的経済水準の低いヴェネト、プーリア、カラブリアなどの農村地帯の出身のイタリア人であった<sup>22</sup>。その後90年代半ば以降は、この労働市場における外国人労働者の参入は急速に進んできた。

現時点では、滞在許可証の保有と社会保険料拠出との双方の観点から、正規(合法的)雇用に該当するEU域外国民の労働者数や、家事労働における不法就労者数を確定することは不可能であるが<sup>23</sup>、関連するデータや推定値として以下を挙げることができる。まず、2000年に、EU域外国民で全国社会保険公社(INPS)への社会保険料拠出者となったのは66.7万人であり、そのうち家事・介護労働者は12.2万人にのぼり、職種別に見ると商業に次いで従事者が多かった。家事労働者の地域、性別の分布は(表1)の通りであり、南部より中北部に、また男性よりも女性に圧倒的に多いことがわかる。この人数は1997年には10.5万人であり、1997年から2000年まで漸次増加がみられる。さらに、この社会保険料拠出者である家事労働者数を国内と高齢化率の高い北部のロン

バルディア州でイタリア人と外国人別にみると(表2)、1991年と1998年との間に、いずれの地域においてもイタリア人労働者の激減(ロンバルディア州: -41.9%、イタリア: -37.9%)と外国人労働者の激増(ロンバルディア州: 219.0%、イタリア: 189.4%)があり、両者の比率が転換していることがわかる。

これに対して非正規雇用の家事・介護労働者は、イタリア国内で80万~150万人いるとも<sup>24</sup>、また国内の全家事労働者105万人に対して80.1万人、すなわち全体の76.1%が非正規労働によって占められているともいわれる<sup>25</sup>。みられてきた(この数値に関しては、ボッシ=フィーニ法における家事・介護労働者の「正規化」措置の認定者数がひとつの基準値となろう。これについてはあとに述べる。)このことは、家事・介護労働市場において、正規雇用者をはるかに上回る非正規雇用者の存在を示唆しており、正規雇用と非正規雇用の割合がほぼ1対3となること、あるいは家事・介護労働市場に非正規雇用が占める割合は80%に匹敵するという研究結果もある。

### 3. 外国人による不法な介護労働が拡大した要因

前章で述べたように、介護労働者の多くを不法就労者、そのなかでもEU域外の外国人女性が占めるという状況は、一方で経済成長や産業構造の変化がもたらした労働力需要の変化、他方で高齢化に伴う介護需要の拡大によって必然的に形成されてきた。加えて、介護を必要とする高齢者やその家族の立場を考慮すると、この環境は「遵法意識」をめぐる地域的および歴史的な背景以上に、次の3つの要因によって形成されたといえる。1・価格やアクセスの面から利用可能な公的な介護制度の地域間格差と不備。2・外国人介護労働者の非正規雇用選択の必然性と経済的メリット。3・高齢者介護への家族的責任とこれを支える家族主義の存在である。

#### 3-1. 価格やアクセスの面から利用可能な公的な介護制度の地域間格

##### 差と不備

イタリア国内の要介護高齢者への福祉政策全般としては、在宅介護より施設介護、そして現物給付より現金給付に重点が置かれてきた点、そして制度の内容および施行単位の著しいばらつきや地域間格差については、国内のみならず、国際的な介護サービス比較研究においても、イタリアにおける介護制度の全般的な不備が指摘されてきた<sup>26</sup>。

近年、高齢者介護の領域で対人社会・医療サービス、バウチャー制、介護給付の試験的導入が行われてきているが、もっとも主要なものはインフォーマル介護に対する現金給付制度である<sup>27</sup>。1990年代半ばからようやく国内各地で導入されるようになってきた介護給付(assegno di cura)制度は、地方レベルで策定され、制度の有無や内容、規模は地域ごとに異なる<sup>28</sup>。このため国内一律の普及率の算定はできないが、人口5万人以上の43都市を対象とした調査では、普及率が43%で、中北部64%、南部12%と南北間の格差が顕著である。また高齢者福祉政策全般においても中北部で充実した政策が

展開される傾向が強い。一例として、北部のトレント-アルトアディジェ自治県やモデナでは介護保険制度が構想・導入されている。またボローニャでは、支援を必要とする高齢者に対するサービスのネットワークは、社会的援助と医療の両者の統合を可能にするものであると報告されている<sup>29</sup>。

介護給付制度の導入以前に要介護高齢者への現金給付制度として最も普及していたのは、成人の身障者を対象とした「介添手当 (indennità di accompagnamento)」であった<sup>30</sup>。この介添手当は全国一律かつ支給額が一律の普遍主義モデルで、支給金の使途も自由である。介護給付制度の導入後も、介添手当を要介護高齢者の家族が受給するパターンは存続している<sup>31</sup>。介護給付制度と介添手当とはいずれも、主として家族によるインフォーマルな介護労働に対する給付であるとともに、事実上、給付金の使途を厳密に管理することは不可能である<sup>32</sup>。こうした現金給付制度の弊害を克服する方法として、法律 328 号『社会的な関与とサービスの統括的システム実現のための枠組み法』<sup>33</sup>や『福祉白書』では、サービスの質が保証されるバウチャー制の導入が促されているが、受給者のニーズと一致せず、法的拘束力も伴わない。したがってその導入は進んでいるとはいえない。

### 3-2. 外国人介護労働者の非正規雇用選択の必然性と経済的メリット

非正規雇用の場合、労働者に対して単純に労働賃金のみを支払う点で使用者側の労働コスト削減のメリットがある。使用者が家政婦 (colf) に対して労働の対価として時給約 6.2 ユーロを支払う場合、雇用形態によって、使用者の負担には次のような大きな格差が生じることがわかる(表 3)。非正規、正規(個人的労働契約)、社会的協同組合、企業の 4 つの雇用主の負担はそれぞれ異なるが、とりわけ税金、社会保険料負担、補助的負担を一切回避する非正規の場合とこれらの負担が最大となる企業の場合では、後者は前者の 192%におよび、ほぼ 2 倍に近くに達する。また、協同組合や企業という形態でなくとも、個々の家庭で外部からの有償の介護労働を正規化しようとするれば(個人的労働契約)、コストは約 1.5 倍 (157%) に増加することになる。加えて、イタリアは EU 諸国のうちでも、労働コスト、とりわけ社会保険料負担がもっとも高い国のひとつであった<sup>34</sup>。

家事労働の非正規雇用の正規化手続きが特に複雑でなかったが<sup>35</sup>、雇用の正規化が進まなかったのは、上記のような価格格差に加えて、インフォーマルな介護労働を正規化するための条件の欠落がある。すでに述べたように、高まる介護労働需要、ヤミ労働市場の普及、移民の増加と不法滞在者の増加に加え、介護度や労働内容に関する公的かつフォーマルな形態での類型化や賃金体系の不備、近年までの正規雇用化のための免・減税や諸手当による優遇措置の不備があった<sup>36</sup>。また超過滞在や不法入国者として正規の滞在許可証を所持しなければ、正規の労働契約を結ぶことはできない。要介護者への対人サービスという重度の労働内容、介護度や介護を必要とする期間が変動的で不明瞭であるという不安定な労働環境、安価な報酬は、高齢者介護労働を「魅力のない」領域にさせた<sup>37</sup>。さらに、家庭という私的な領域と不明瞭な労働環境の中での労働者との私的(非正規)な契約は、滞在許可証を持たない労働者にとっては、滞在許可証の提示を必ず

しも必要とせず、摘発が困難な労働の場であるという面、また使用者にとっても、コストや条件の保障の必要がないという面で利点が大きく、双方の利害が一致していた。さらにこの一致こそが、非正規雇用の増加と労働条件の悪化というふたつの側面で状況を一層悪化させることとなったともいえるのである。

### 3-3. 高齢者介護への家族的責任とこれを支える家族主義の存在

イタリアの家族や血縁ネットワークによる要介護者へのケアや見守り等のサポートの主要な形態としては、まず高齢者世帯と子世帯の同居、次に別居であるが「密接な関係を保てる距離」での近隣居住を挙げることができる。これは、「イタリア介護システムの歴史的的特性」<sup>38</sup>とされる。同居形態の内訳としては、75歳以上の高齢者のうち、7.3%が子世帯の扶養家族として、また13.2%が親として、全体で約20%が子どもと同居している。また、4人にひとりの高齢者が、成人した男性の子どもひとりと同居している換算となる(1997年中央政府統計局 ISTAT のデータ)。これに対して、家族の近隣居住形態の内訳として、60歳以上の人の80%以上は、同じコムーネ内に最低1人の親族が居住しており、そのうちの40%は至近距離にある。また単身世帯の高齢者のうち、何らかの家族支援ネットワークをもっているのが62%、半径1キロ以内に子どもが居住しているのは38%にのぼる。これを高齢者夫婦の世帯についてみると、前者が80%、後者が48%であった<sup>39</sup>。結果として、介護を必要とする疾病者や重度の要介護状態にある高齢者のいる家族の75%が、その世話を全面的に担う状況にあるという研究結果もある<sup>40</sup>。

労働政策のあり方とも絡み、こうした家族主義的(家族依存型)の介護システムはこれまでである種の不文律となって維持されてきた。しかし近年、イタリアの福祉政策の枠組みについての大きな構造改革がみられ、そこでは家族的責任が明文化されて強調されている。現在その二つの柱となっているのは、2000年11月の法律328号、通称「福祉改革法 (la legge di riforma dell'assistenza)」<sup>41</sup>、と2003年2月にイタリアの労働・社会政策省「福祉白書2003年(Il Libro Bianco sul Welfare 2003)」<sup>42</sup>である。前者はその正式名称が、「社会的な介入とサービスの統括的システム実現のための枠組み法」であることからわかるように、幼児、未成年、高齢者も含めた心身あるいは社会的ハンディキャップを持つ人々に対する社会的サービス制度を、また後者は2001年末に出された「労働市場白書」とともに、社会政策全般を対象にしている。いずれも、従来のいわゆる「縦割り」措置制度型の制度的枠組みとその施行実態、さらに制度的な保護の対象領域が、もはやイタリアの社会的かつ経済的現状にはそぐわず、新たなイタリア独自の制度モデルの構築は必須であるとの見解を共有している。その上で、諸政策の策定と実行過程における能動的主体 (soggetti attivi) として、ボランティアやNPO、協同組合をはじめとした、多様で柔軟な組織形態をもつ民間セクターの重要性を明言している。なかでも、イタリアモデルとして特長的であるのは、社会的援助の主体と客体の双方において、家族という単位を最重要視した点であった。「福祉改革法」の第1条で同法の基本原則とされたのは、「個人と家族に対して、社会的な関与とサービスの総括的システムを保障(傍線は筆者)」することであり、第16条「家族的責任の評価(価値づけ)と支援」